平成２２年（フ）第３２１号
徳島県吉野川市山川町建石202番地
債務者　藤田めぐみ
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７３号
佐賀県唐津市浦5345番地４
債務者　上田　治吉
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第４６６号
熊本市花立６丁目７番51号　ハーベストパレスＢ102号
債務者　長重　真美
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９１号
福島県白河市西三坂山３番地62
債務者　矢内　勇起
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第８０５号
兵庫県三田市大川瀬1451番地181
債務者　西山　和美
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６８号
神戸市東灘区住吉本町１丁目10番46―711号
債務者　河田土木工業所こと　河田　知之
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８号
山口県防府市大字台道287番地
債務者　國光　絹枝
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
山口県防府市大字高井390番地の１　ファミールロジュマンＡ203号
債務者　植木真由美
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
山口県防府市大字高井390番地の１　ファミールロジュマンＡ203号
債務者　植木　靖英
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
山口市小郡上郷1329番地１　宮ノ原市営住宅482号
債務者　中村アヤ子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
山口県防府市岸津２丁目20番12号
債務者　松本美由紀
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
山口市小郡下郷2535番地５　第２桜ハイツ103号
債務者　森川　実香
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２２９８０号
千葉県柏市あけぼの３丁目６―43―605
破産者　橋本　昌和
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１４０号
東京都千代田区西神田２丁目６－１―1001
破産者　田中　　洋
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７０１号
東京都町田市成瀬2669―121、開始決定時の住所神奈川県小田原市酒匂１丁目25―40―308
破産者　本　　孝一
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７０２号
東京都町田市成瀬2669―121、開始決定時の住所神奈川県小田原市酒匂１丁目25―40―308
破産者　本　　育美
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０６５号
神奈川県川崎市多摩区登戸811―８
破産者　志村　愛美
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５８１号
東京都杉並区井草５丁目15―７―402
破産者　平田　清隆
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部